

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案説明書目次

報告第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 2 号	専決処分事項の報告について	3
報告第 3 号	専決処分事項の報告について	5
議案第 16 号	廿日市市債権管理条例	7
議案第 17 号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例	13
議案第 18 号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	17
議案第 19 号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 20 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	21
議案第 21 号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条 例	27
議案第 22 号	廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の一 部を改正する条例	29
議案第 23 号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並び に生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改 正する条例	31
議案第 24 号	廿日市市乳幼児等医療費支給条例及び廿日市市 重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正す る条例	33
議案第 25 号	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一 部を改正する条例	35
議案第 26 号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	37
議案第 27 号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	39
議案第 28 号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事	43

	業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	
議案第 29 号	廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指 定に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	…… 4 5
議案第 30 号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び 運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例	…… 4 7
議案第 31 号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	…… 5 1
議案第 32 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	…… 5 3
議案第 33 号	廿日市市公園条例等の一部を改正する条例	…………… 5 5
議案第 34 号	廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に 関する条例の一部を改正する条例	…… 5 7
議案第 35 号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一 部を改正する条例	…… 5 9
議案第 36 号	廿日市市立学校給食センター設置条例の一部を 改正する条例	…… 6 1
議案第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める ことについて	…… 6 3
議案第 49 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	…… 6 5
議案第 50 号	過疎地域自立促進計画の変更について	…………… 6 7
議案第 51 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	…… 6 9

議案第 5 2 号	市道路線の認定及び廃止について	7 1
議案第 5 3 号	財産の取得について	7 5
議案第 5 4 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	7 7
議案第 5 5 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	7 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	8 1

(報告第1号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法等の一部が改正され、市民税及び固定資産税に係る改正規定が平成30年1月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法等の一部が改正され、条例で引用している省令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

平成30年1月1日

3 専決処分年月日

平成29年12月28日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教育委員会)

1 専決処分した理由

平成29年9月14日生涯学習課の職員が、事務連絡用務のため、公用車を運転して廿日市市前空三丁目地内の交差点を直進しようとした際、右方向から直進してきた軽乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 459,900円

3 専決処分年月日

平成30年2月14日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第 7 1 5 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(報告第3号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

平成30年1月20日廿日市消防署西分署の職員が、立入検査業務のため、廿日市市阿品台東の県営住宅敷地内で消防車を方向転換させていた際、後方にあった倉庫と接触し、同倉庫に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 248,400円

債 権 者 広 島 県

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 専決処分年月日

平成30年2月7日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第2号説明書に同じ。

(議案第 16 号)

廿日市市債権管理条例

(財 政 課)

1 制定の理由

公平な市民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図ることを目的として、市の債権の管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 定義（第 2 条関係）

ア 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利

イ 公債権 市の債権のうち、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

ウ 強制徴収公債権 公債権のうち、地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる債権

エ 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権

オ 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権

カ 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権

(2) 他の法令等との関係（第 3 条関係）

市の債権の管理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(3) 市長の責務（第 4 条関係）

市長等は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定に従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

(4) 債権管理簿の整備（第 5 条関係）

市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した債権

管理簿を整備しなければならない。

(5) 督促（第6条関係）

市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、督促しなければならない。

(6) 延滞金（第7条及び附則第3項関係）

地方自治法第231条の3第1項に規定する債権について、督促をしたときは、当該督促をした債権の金額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、次の表の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

区 分	本則の割合	特例の割合
履行期限の翌日から1月を経過する日まで	年7.3%	特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合＋年1%。以下同じ。）が年7.3%に満たない場合には、当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）
履行期限の翌日から1月を経過した日以降	年14.6%	特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、特例基準割合に年7.3%を加算した割合

(7) 滞納処分等（第8条関係）

強制徴収公債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分その他その保全及び取立てに関し必

要な措置並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止について、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

(8) 強制執行等（第 9 条関係）

非強制徴収債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行、訴訟手続等の措置をとらなければならない。

(9) 履行期限の繰上げ（第 10 条関係）

市の債権について、履行期限を繰り上げる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に通知しなければならない。

(10) 債権の申出等（第 11 条関係）

ア 市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたことを知った場合等には、直ちに配当の要求その他債権の申出をするための措置をとらなければならない。

イ 市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとらなければならない。

(11) 徴収停止（第 12 条関係）

非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、これを履行されることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(12) 履行延期の特約等（第 13 条関係）

非強制徴収債権について、債務者が無資力の場合等には、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

(13) 免除（第 14 条関係）

非強制徴収債権について、履行延期の特約後、10 年経過後も債務者が無資力の場合等には、債権等を免除することができる。

(14) 放棄（第 15 条関係）

非強制徴収債権について、次のいずれかに該当する場合は、当該非

強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の債権を放棄することができる。

ア 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

イ 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、その相続人全員が相続放棄をした場合又はその相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

ウ 破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

エ 強制執行等の手続又は債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、当該債務の履行の見込みがないと認められるとき。

オ 徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

カ 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権について、債務の履行の見込みがないと認められるとき。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

⑩ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を

除くほか、権利を放棄すること。

第 2 3 1 条の 3

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

(議案第 17 号)

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例

(高 齢 介 護 課)

1 制定の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、都道府県の条例で定めていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 指定居宅介護支援の事業の基本方針について定める。
- (2) 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準
 - ア 従業者の員数について定める。
 - イ 管理者について定める。
- (3) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準
 - ア 内容及び手続の説明及び同意について定める。
 - イ 提供拒否の禁止について定める。
 - ウ サービス提供困難時の対応について定める。
 - エ 受給資格等の確認について定める。
 - オ 要介護認定の申請に係る援助について定める。
 - カ 身分を証する書類の携行について定める。
 - キ 利用料等の受領について定める。
 - ク 保険給付の請求のための証明書の交付について定める。
 - ケ 指定居宅介護支援の基本取扱方針について定める。
 - コ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について定める。
 - サ 法定代理受領サービスに係る報告について定める。
 - シ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について定める。
 - ス 利用者に関する市町村への通知について定める。

- セ 管理者の責務について定める。
- ソ 運営規程について定める。
- タ 勤務体制の確保について定める。
- チ 設備及び備品等について定める。
- ツ 介護支援専門員の健康管理について定める。
- テ 重要事項の掲示について定める。
- ト 秘密保持について定める。
- ナ 広告について定める。
- ニ 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等について定める。
- ヌ 苦情処理について定める。
- ネ 事故発生時の対応について定める。
- ノ 会計の区分について定める。
- ハ 記録の整備について定める。

(4) 基準該当居宅介護支援に関する基準

(1)から(3)までは、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

3 施行期日

平成30年4月1日。ただし、2の(3)のコ（居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合における届出に関する部分に限る。）については、平成30年10月1日

4 根拠法令

介護保険法

第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

- (1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」

という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第 8 1 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 18 号)

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 監査委員の事務部局の職員の定数の改正

地方自治法の一部が改正され、監査制度の充実強化が図られることに伴い、監査体制の強化を図るため、監査委員の事務部局の職員の定数を次のように改正しようとするものである。

現 行	改 正 案	改正による増員数
4 人	5 人	1 人

(2) 職員の総定数の改正

監査委員の事務部局の職員の定数の改正に伴い、職員の総定数を次のように改正しようとするものである。

現 行	改 正 案	改正による増員数
1, 089 人	1, 090 人	1 人

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 200 条

- ⑥ 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。
ただし、臨時の職については、この限りでない。

(議案第 19 号)

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法等の一部が改正され、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が拡充されたことに伴い、固定資産税の課税免除の対象業種に係る規定などを改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 固定資産税の課税免除の対象業種を次のとおり改める。

現 行	改 正 案
製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業	製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業

(2) 条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に係る固定資産税については、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降3箇年の間は、条例失効後においても引き続き条例の規定を適用する。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

(議案第 20 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、砂利採取計画の認可等及び屋外に危険物を貯蔵するタンクの設置許可等に係る審査の標準手数料額が改定されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を改めるとともに、介護保険法の一部が改正され、市が指定居宅介護支援事業者等の指定に係る審査を実施することに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 手数料の改定

ア 砂利採取計画の認可

現 行	改正案
1 件につき 3 万 7,000 円	1 件につき 3 万 3,900 円

イ 砂利採取計画の変更認可

現 行	改正案
1 件につき 1 万 7,000 円	1 件につき 1 万 5,000 円

ウ 危険物準特定屋外タンク貯蔵所設置の許可

現 行	改正案
1 件につき 53 万円	1 件につき 57 万円

エ 危険物特定屋外タンク貯蔵所設置の許可

危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1 件	83 万円	88 万円
5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	101 万円	107 万円

1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	112 万円	120 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	1 件	142 万円	152 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	1 件	166 万円	178 万円
20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	1 件	388 万円	407 万円
30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	510 万円	534 万円
40 万キロリットル以上	1 件	629 万円	649 万円

オ 危険物浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置の許可

危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1 件	113 万円	118 万円
5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	134 万円	141 万円
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	150 万円	158 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	1 件	183 万円	194 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	1 件	214 万円	226 万円
20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	1 件	435 万円	455 万円
30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	557 万円	582 万円

40 万キロリットル以上	1 件	677 万円	707 万円
--------------	-----	--------	--------

カ 危険物岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所設置の許可

危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
40 万キロリットル未満	1 件	575 万円	593 万円
40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満	1 件	725 万円	747 万円
50 万キロリットル以上	1 件	1,070 万円	1,090 万円

キ 製造所、貯蔵所又は取扱所設置の許可に係る完成検査前検査（基礎・地盤検査）

特定屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1 件	41 万円	42 万円
5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	54 万円	56 万円
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	70 万円	73 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	1 件	92 万円	96 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	1 件	104 万円	109 万円
20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	1 件	160 万円	166 万円
30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	182 万円	190 万円
40 万キロリットル以上	1 件	203 万円	212 万円

ク 製造所、貯蔵所又は取扱所設置の許可に係る完成検査前検査（溶接部検査）

特定屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1 件	49 万円	53 万円
5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	63 万円	68 万円
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	99 万円	103 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	1 件	131 万円	141 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	1 件	172 万円	178 万円
20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	1 件	332 万円	343 万円
30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	406 万円	419 万円
40 万キロリットル以上	1 件	465 万円	480 万円

ケ 製造所、貯蔵所又は取扱所設置の許可に係る完成検査前検査（岩盤タンク検査）

屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
40 万キロリットル未満	1 件	910 万円	932 万円
40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満	1 件	1,240 万円	1,260 万円
50 万キロリットル以上	1 件	1,700 万円	1,730 万円

コ 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査

危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上	1 件	31 万円	32 万円

5,000 キロリットル未満			
5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	43 万円	46 万円
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	72 万円	75 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	1 件	96 万円	102 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	1 件	121 万円	130 万円
20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	1 件	295 万円	315 万円
30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	362 万円	387 万円
40 万キロリットル以上	1 件	417 万円	446 万円

サ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査

危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	266 万円	269 万円
40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満	1 件	319 万円	323 万円
50 万キロリットル以上	1 件	479 万円	483 万円

(2) 手数料の追加

事 務 の 種 類	単位	手 数 料	備 考
指定居宅介護支援事業者の 指定	1 件	2万円	1 申請をもって 1 件 とする。
指定居宅介護支援事業者の 指定の更新	1 件	1万円	1 申請をもって 1 件 とする。
介護予防・日常生活支援総	1 件	2万円	1 申請をもって 1 件

合事業のうち第1号事業を行う事業者の指定			とする。 第1号訪問事業に係る複数の指定の申請を同時に行う場合又は第1号通所事業に係る複数の指定の申請を同時に行う場合は、それぞれ1件の申請とみなす。
介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業を行う事業者の指定の更新	1件	1万円	1申請をもって1件とする。 第1号訪問事業に係る複数の指定の更新の申請を同時に行う場合又は第1号通所事業に係る複数の指定の更新の申請を同時に行う場合は、それぞれ1件の申請とみなす。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 2 1 号)

廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例

(地 域 政 策 課)

1 提案の要旨

(1) 次のとおり市民センターを設置しようとするものである。

ア 名 称 廿日市市大野東市民センター

イ 位 置 廿日市市宮島口東二丁目 1 2 番 5 号

ウ 主要施設 研修室、多目的室、工作室、和室及び調理実習室

(2) 廿日市市大野東市民センターの施設の使用料の額を次のとおり定めようとするものである。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
研修室 1	790円	910円	1,020円	1,820円	1,930円	2,840円
研修室 2	740円	840円	950円	1,690円	1,790円	2,640円
研修室 3	1,110円	1,270円	1,420円	2,540円	2,690円	3,960円
研修室 4	360円	410円	470円	830円	880円	1,300円
多目的室	230円	270円	300円	540円	570円	850円
工作室	360円	410円	470円	830円	880円	1,300円
和室	240円	280円	310円	560円	600円	880円
調理実習室	510円	580円	660円	1,170円	1,240円	1,830円

(3) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 3 0 年 9 月 1 日

3 根拠法令

(1) 社会教育法

第 2 4 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(2) 地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 22 号)

廿日市市ラブホテル建築規制に関する条例の一部を改正する
条例

(環境政策課)

1 提案の要旨

旅館業法の一部が改正され、同法に規定するホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されることに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 30 年 6 月 15 日

3 根拠法令

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 2 3 号)

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

(廃棄物対策課)

1 改正の理由

循環型社会の形成に対する市民の意識の向上を図ることを目的に、集積所に排出された一定の廃棄物の持ち去りを禁止し、違反した者に対する罰則を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 条例の目的に循環型社会の形成を図ることを追加する。
- (2) 一般廃棄物処理計画に従い集積所に排出された廃棄物のうち、再利用の対象となる物について、市又は市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬することを禁止する。
- (3) (2)に違反した者に対して、これらの行為を行わないよう命ずる。
- (4) (3)に違反した者に対して、20万円以下の罰金に処する。
- (5) 法人等の従業員などが違反した場合は、法人等も罰則の対象とする。
- (6) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成30年10月1日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(議案第 24 号)

廿日市市乳幼児等医療費支給条例及び廿日市市重度心身障害
者医療費支給条例の一部を改正する条例

こども課
保険課

1 提案の要旨

所得税法の一部が改正され、条例で引用している控除対象配偶者が同
一生計配偶者に改められたことに伴い、必要な規定の整理を行おうとす
るものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 22 号説明書に同じ。

(議案第 25 号)

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する
条例

〔こども課
保険課〕

1 提案の要旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、後期高齢者医療の被保険者に係る住所地特例の範囲が改められたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
(1) 廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例	対象者に関する規定を整理する。
(2) 廿日市市重度心身障害者医療費支給条例	
(3) 廿日市市後期高齢者医療に関する条例	保険料を徴収すべき被保険者に関する規定を整理する。

2 施行期日

平成30年4月1日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律

第115条

② この款に規定するもののほか、保険料の額の通知その他保険料の徴収に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って市町村の条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従って市町村の条例で定める。

(議案第 26 号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険事業計画期間が終了することに伴い、新たに平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるとともに、介護保険法等の一部が改正され、市町村の質問検査権の及ぶ範囲が拡大されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護保険料の額を次のとおり改正する。

現 行			改正案		
保険料段階	月額	年額	保険料段階	月額	年額
第 1 段階	2,517	30,200	新第 1 段階	2,749	32,990
第 2 段階	3,372	40,468	新第 2 段階	3,684	44,206
第 3 段階	3,775	45,300	新第 3 段階	4,124	49,485
第 4 段階	4,530	54,360	新第 4 段階	4,949	59,382
第 5 段階	5,033	60,400	新第 5 段階	5,498	65,980
第 6 段階	6,040	72,480	新第 6 段階	6,598	79,176
第 7 段階	6,543	78,520	新第 7 段階	7,148	85,774
第 8 段階	7,550	90,600	新第 8 段階	8,248	98,970
			新第 9 段階	9,072	108,867
第 9 段階	8,808	105,700	新第 10 段階	9,622	115,465
第 10 段階	9,312	111,740	新第 11 段階	10,172	122,063
			新第 12 段階	10,997	131,960

(2) 介護保険料の額の算定に当たって、所得指標である合計所得金額が

ら所得税に係る譲渡所得の特別控除額を控除することとする。

- (3) 被保険者の資格、保険給付等に関する市の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者等がその対象となるよう範囲が拡大されたことに伴い、当該配偶者等が、正当な理由なしに質問等に応じない場合においても10万円以下の過料に処することとする。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

- ② 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

第214条

- ③ 市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(議案第 27 号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第 2 章関係）

ア オペレーターの基準の見直し

(ア) 訪問介護のサービス提供責任者の業務に従事したことがある者をオペレーターに充てる場合の従事経験の要件を、3 年以上から 1 年以上とする。

(イ) 利用者へのサービス提供に支障がない場合は、オペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員並びに訪問介護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所以外の同一敷地内にある事業所の職員との兼務を夜間・早朝だけでなく、日中についても認めることとする。

(ウ) 夜間・早朝と同様の事業所間の密接な連携が図られているときは、夜間・早朝だけでなく、日中についてもオペレーターの集約を認めることとする。

イ 介護・医療連携推進会議の開催頻度を、おおむね 3 か月に 1 回から 6 か月に 1 回とする。

(2) 夜間対応型訪問介護（第 3 章関係）

訪問介護のサービス提供責任者の業務に従事したことがある者をオペレーターに充てる場合の従事経験の要件を、3 年以上から 1 年以上

とする。

(3) 地域密着型通所介護（第3章の2関係）

療養通所介護の利用定員を9人以下から18人以下とする。

(4) 認知症対応型通所介護（第4章関係）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における共用型認知症対応型通所介護の利用定員を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下とする。

(5) 小規模多機能型居宅介護（第5章関係）

ア 小規模多機能型居宅介護事業所及び当該事業所に併設されている施設が人員に関する基準を満たしている場合に、当該事業所の従業者が兼務して従事できる併設施設の対象に、介護医療院を追加する。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になれる職務経験の要件に、介護医療院での職務経験を追加する。

ウ 小規模多機能型居宅介護事業者が連携及び支援の体制を整えておくべき施設の対象に、介護医療院を追加する。

(6) 認知症対応型共同生活介護（第6章関係）

ア 認知症対応型共同生活介護事業の共同生活住居の管理者又は認知症対応型共同生活介護事業者の代表者になれる職務経験の要件に、介護医療院での職務経験を追加する。

イ 認知症対応型共同生活介護事業者が身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置を、次のとおり定める。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業者が連携及び支援の体制を整えて

おくべき施設の対象に、介護医療院を追加する。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護（第7章関係）

地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置を、次のとおり定める。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章関係）

ア 地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型地域密着型介護老人福祉施設が身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置を、次のとおり定める。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

イ 地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型地域密着型介護老人福祉施設が定めておかなければならない施設の運営についての重要事項に関する規程の内容に、緊急時等における対応方法を追加する。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（第9章関係）

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所について、サテライト型小規模多機能型居宅介護と本体事業所の関係に準じ、員数、配置等について基準を定める。

(10) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

4 根拠法令

介護保険法

第 7 8 条の 4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 28 号)

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護 (第 2 章関係)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下とする。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (第 3 章関係)

ア 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び当該事業所に併設されている施設が人員に関する基準を満たしている場合に、当該事業所の従業者が兼務して従事できる併設施設の対象として介護医療院を追加する。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になれる職務経験の要件に、介護医療院での職務経験を追加する。

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が連携及び支援の体制を整えておくべき施設の対象に、介護医療院を追加する。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護 (第 4 章関係)

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護事業の共同生活住居の管理者又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者になれる職務経験の要件に、介護医療院での職務経験を追加する。

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が身体的拘束等の適正化を図るために講ずべき措置を、次のとおり定める。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が連携及び支援の体制を整えておくべき施設の対象に、介護医療院を追加する。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成３０年４月１日

4 根拠法令

介護保険法

第１１５条の１４ 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 29 号)

廿日市市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、都道府県の条例で定めていた指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準について定めようとするものである。

2 改正の内容

指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の資格は、法人である者とする。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

4 根拠法令

介護保険法

第 79 条

② 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 46 条第 1 項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(議案第 30 号)

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定介護予防支援の事業の基本方針（第2章関係）

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の事業の運営にあたり連携をとるべき者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を追加する。

(2) 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第4章関係）

ア 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明し、理解を得なければならないこととする。

イ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならないこととする。

(3) 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第5章関係）

ア 担当職員が行うサービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加が基本であることとする。

イ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することとする。

ウ 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこととする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 3 1 号)

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 提案の要旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律において国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の保険者に県が加わり、県及び市にそれぞれ協議会を置くこととなったことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

3 根拠法令

国民健康保険法施行令

第 3 条

- ③ 法第 1 1 条第 2 項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- ⑤ 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(議案第 3 2 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 提案の要旨

- (1) 地方税法の一部が改正され、市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとされたことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。
- (2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 33 号)

廿日市市公園条例等の一部を改正する条例

維持管理課
都市計画課
建築指導課

1 提案の要旨

都市緑地法等の一部を改正する法律において、都市公園法、都市計画法及び建築基準法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
(1) 廿日市市公園条例	引用条項を整理する。
(2) 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例	
(3) 廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例	

2 施行期日

公布の日。ただし、1の表の(2)及び(3)の条例に係る改正規定は、平成30年4月1日

3 根拠法令

(1) 都市公園法

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る公園にあつては、政令）で定める。

(2) 都市計画法

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為

が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- ⑪ 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

(3) 建築基準法

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

(議案第 3 4 号)

廿日市市都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例の
一部を改正する条例

(維持管理課)

1 改正の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園の敷地面積に関する規定を改正するとともに、都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、市の区域内に市民緑地が存することとなったときは、当該市民緑地の市民 1 人当たりの敷地面積を控除して得た面積とする。
- (2) 都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合は、国の参酌基準のとおりの 100 分の 50 とする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

都市公園法

第 3 条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

第 4 条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、1

00分の2)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲)内でこれを超えることができる。

(議案第 3 5 号)

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する
条例

(住 宅 政 策 課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、収入の申告をすること等が困難な事情にあると認められる者の家賃の決定に関する規定を設けるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 認知症患者等で収入の申告をすること等が困難な事情にあると認められる者の家賃は、市長が必要な書類の閲覧等により把握した収入に基づき決定できることとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 公営住宅法

第 4 8 条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

(議案第 3 6 号)

廿日市市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

- (1) 新たに廿日市市立学校給食センターを設置することに伴い、次のとおり当該廿日市市立学校給食センターの名称及び位置を定めようとするものである。

名 称	位 置
大野学校給食センター	廿日市市大野 1 3 4 6 番地 1

- (2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日。ただし、1 の (2) は、公布の日

3 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 3 0 条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

- (2) 学校給食法

第 6 条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2 以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（以下「共同調理場」という。）を設けることができる。

(議案第 4 8 号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する浅原辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めようとするものである。

2 総合整備計画の内容

(1) 辺地の概況

ア 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原

イ 地区の中心の位置 廿日市市浅原 2 6 8 7 番地 1

(2) 公共的施設の整備計画

ア 計画期間 平成 3 0 年度

イ 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施 設 名	事 業 費	辺地対策事業債の予定額
消防施設 (耐震性貯水槽)	8 , 0 7 8	5 , 3 0 0
合 計	8 , 0 7 8	5 , 3 0 0

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

(議案第 4 9 号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 変更の要旨

浅原辺地において実施している事業の事業費を追加するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

浅原市民センター（浅原中央活性化センター）に要する事業費等を次のとおり変更する。

(単位：千円)

区 分		現 行	変 更 案
事 業 費		3 7 , 6 5 7	4 2 , 4 0 0
財 源 内 訳	特 定 財 源	0	0
	一 般 財 源	3 7 , 6 5 7	4 2 , 4 0 0
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額		3 7 , 6 0 0	4 2 , 3 0 0

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

⑤ 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

⑧ 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(議案第 50 号)

過疎地域自立促進計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

情報格差の解消を図り、もって過疎地域の自立促進に寄与する目的で、防災情報設備整備補助事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第 6 条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

⑦ 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第 5 1 号)

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(保 険 課)

1 提案の要旨

広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システム機器の更新に係る市町負担金の負担割合を次のとおり定めるにあたり、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするものである。

区 分	負 担 す る 割 合 又 は 額
広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費	経費割 1 0 0 分の 1 0 0

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 9 1 条の 3

③ 広域連合は、次条第 1 項第 6 号又は第 9 号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第 1 項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第 2 9 1 条の 1 1 第 2 8 4 条第 3 項、第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 5 2 号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

開発行為により設置した新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認 定 す る 路 線		認 定 の 理 由
番 号	路 線 名	
7 7 4	上 平 良 宮 内 幹 線	国道の道路整備により既存道路の起点の変更が必要となったため
8 0 7	下 ケ 原 線	国道の道路整備により既存道路の終点の変更が必要となったため
1 4 1 8	旧 廿 日 市 停 車 場 線	県道の新設に伴い移管を受ける道路を市道とするため
1 4 1 9	堂 垣 内 6 号 線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
1 4 2 0	扇 新 開 第 5 号 縦 線	
1 4 2 1	木 上 通 り 2 号 支 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
4 3 1 1	堤 7 号 線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
4 6 6 7	鯛 ノ 原 3 号 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため

4 6 6 8	熊ヶ浦鯛ノ原線	事業計画のある新設道路を市道とするため
---------	---------	---------------------

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線などを次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
7 7 4	上平良宮内幹線	路線が重複することとなるため
8 0 7	下ヶ原線	
4 3 1 1	堤 7 号 線	
4 5 1 9	熊ヶ浦対巖山線	事業計画の見直しを行い不用となったため
4 5 2 0	早時 8 号 線	路線が重複することとなるため

2 根拠法令

道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

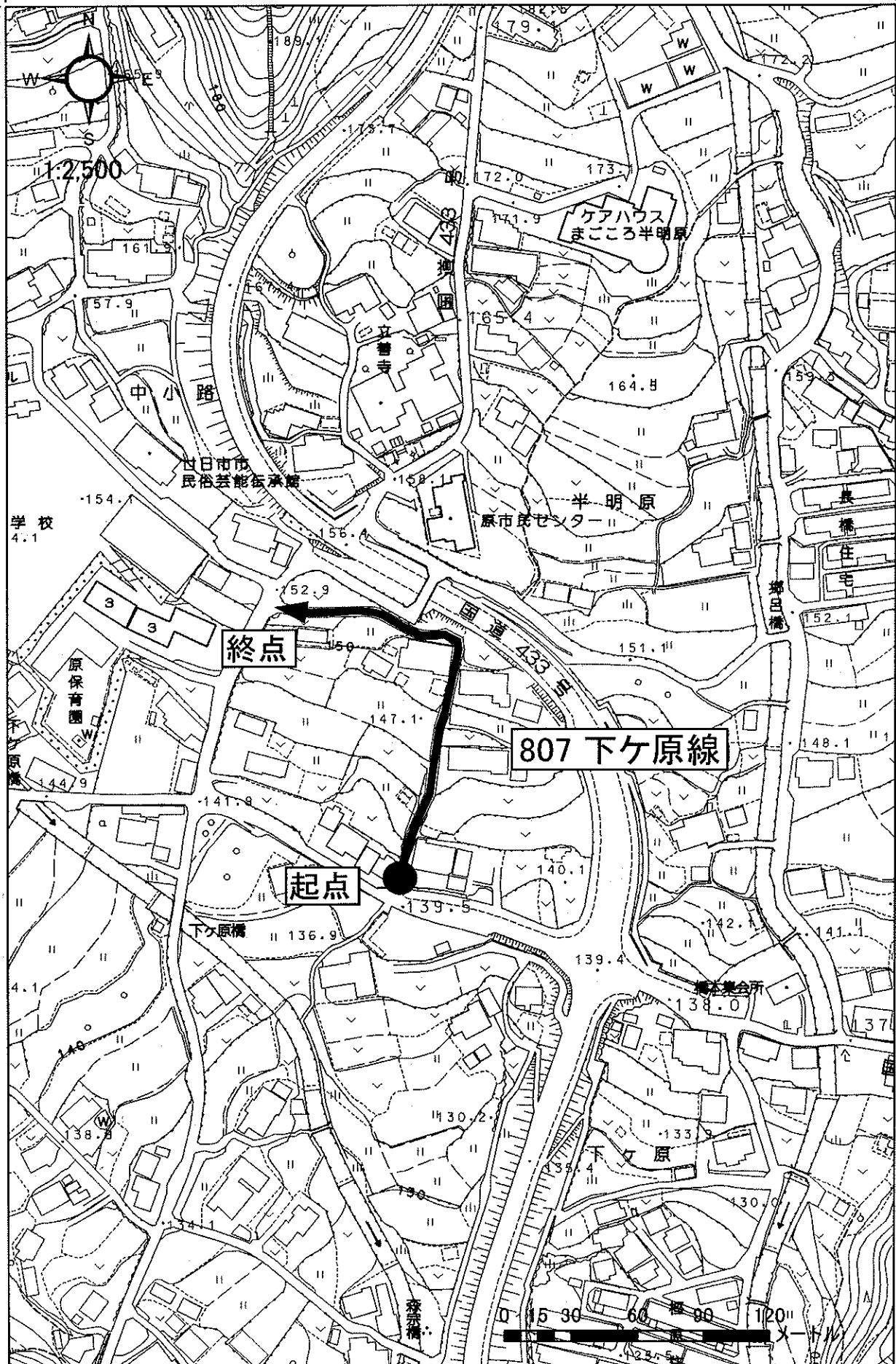
③ 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項

まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は
変更について、それぞれ準用する。

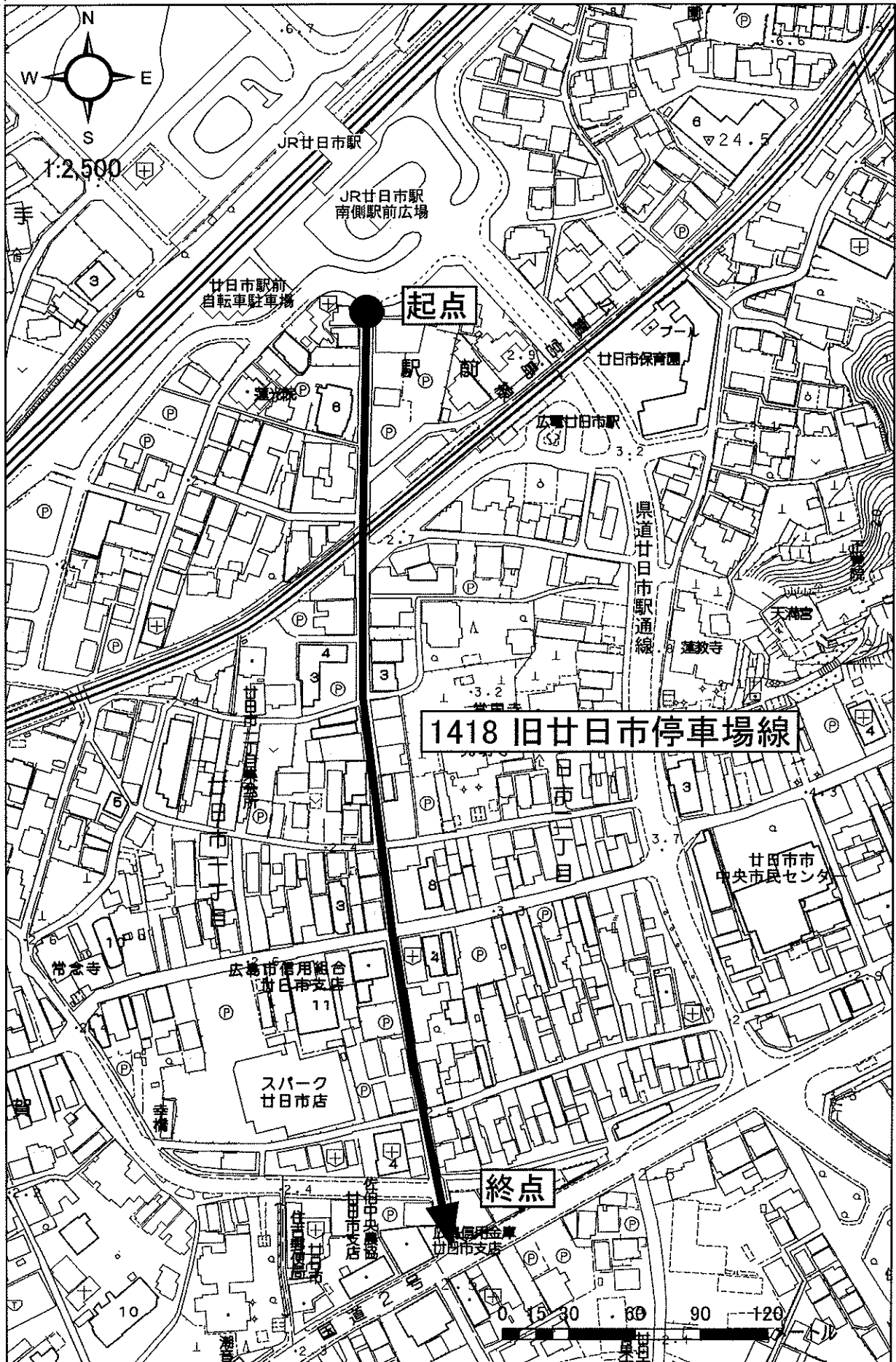
認定路線図 1



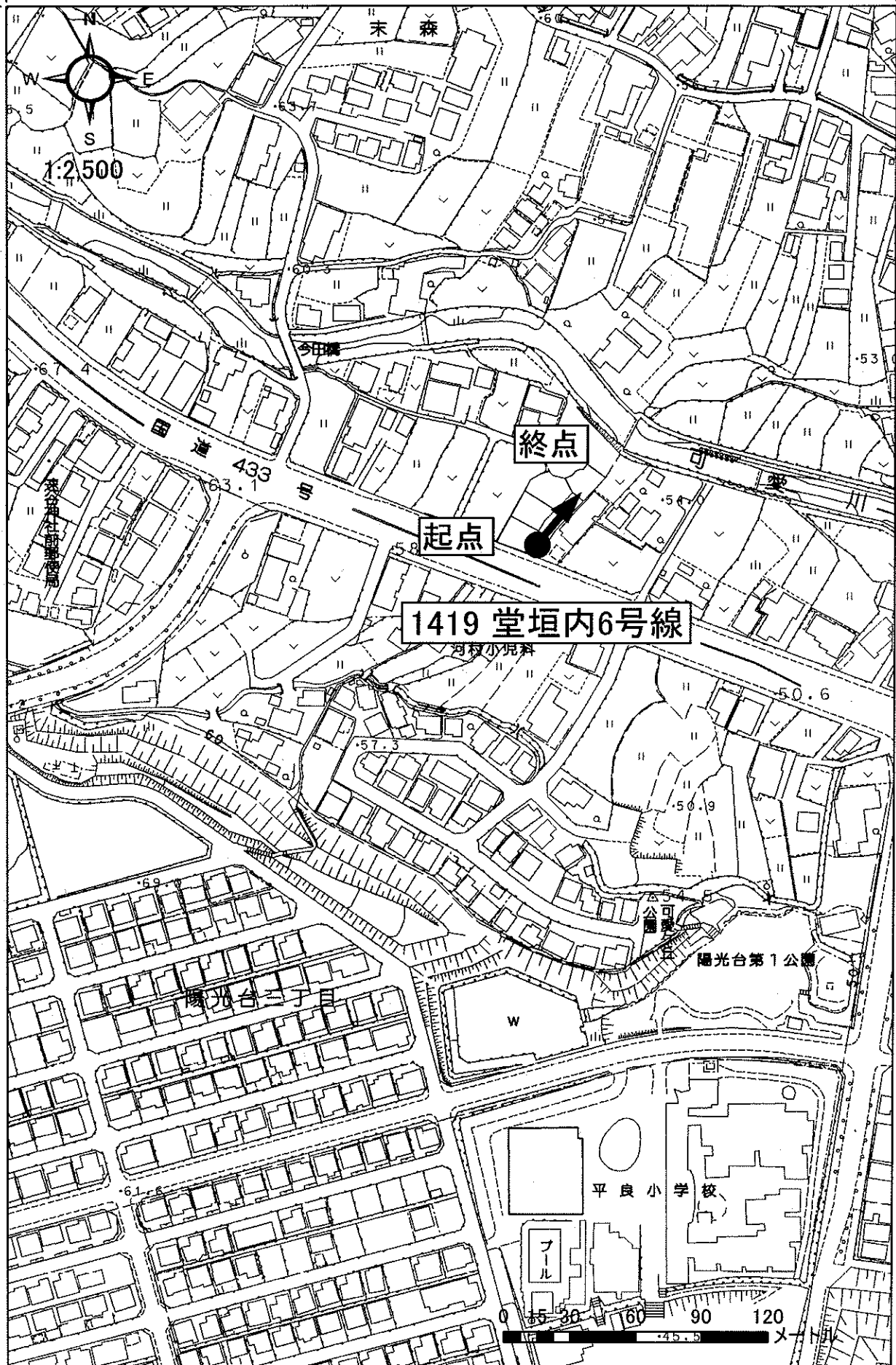
認定路線図 2



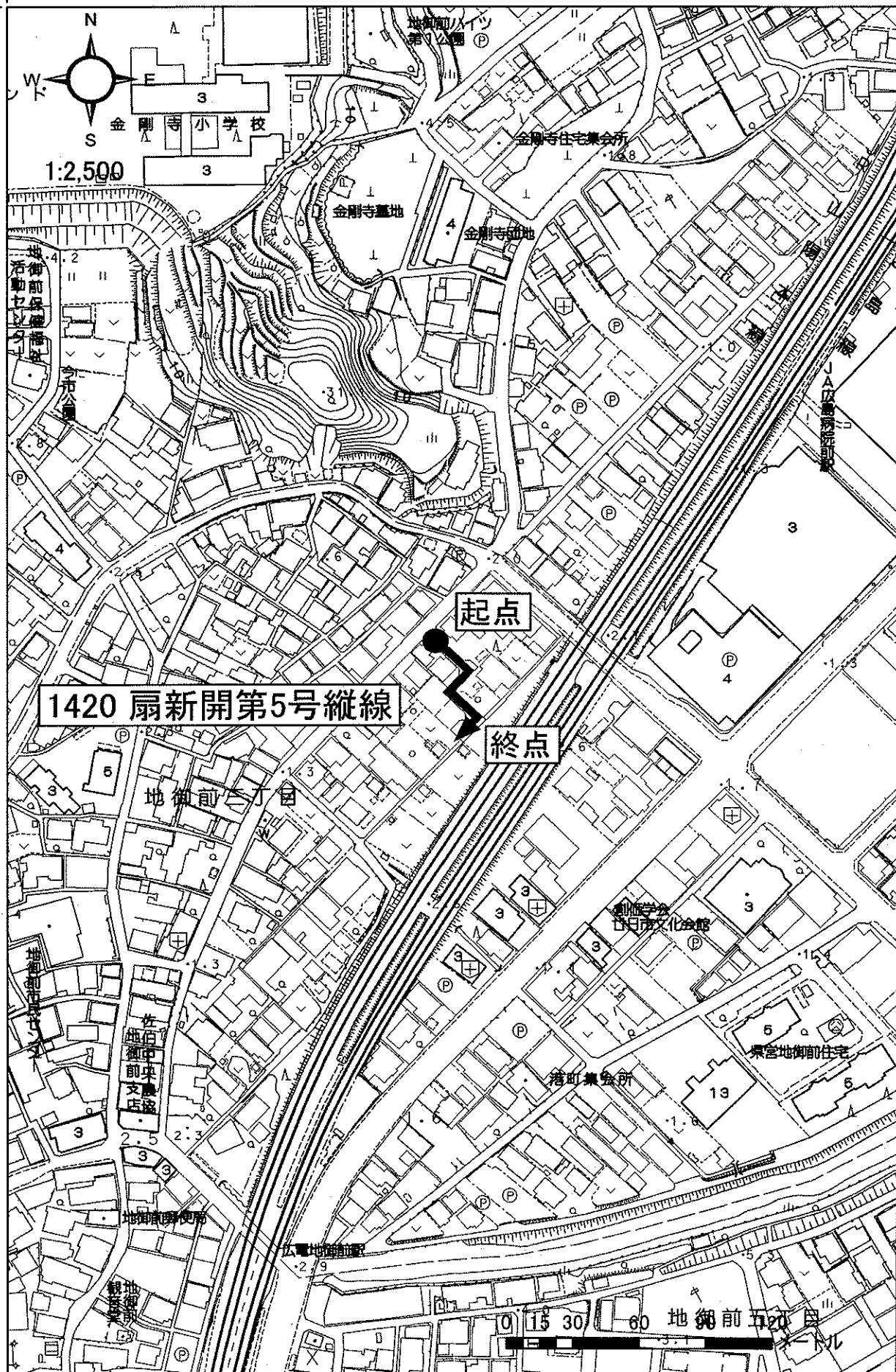
認定路線図 3



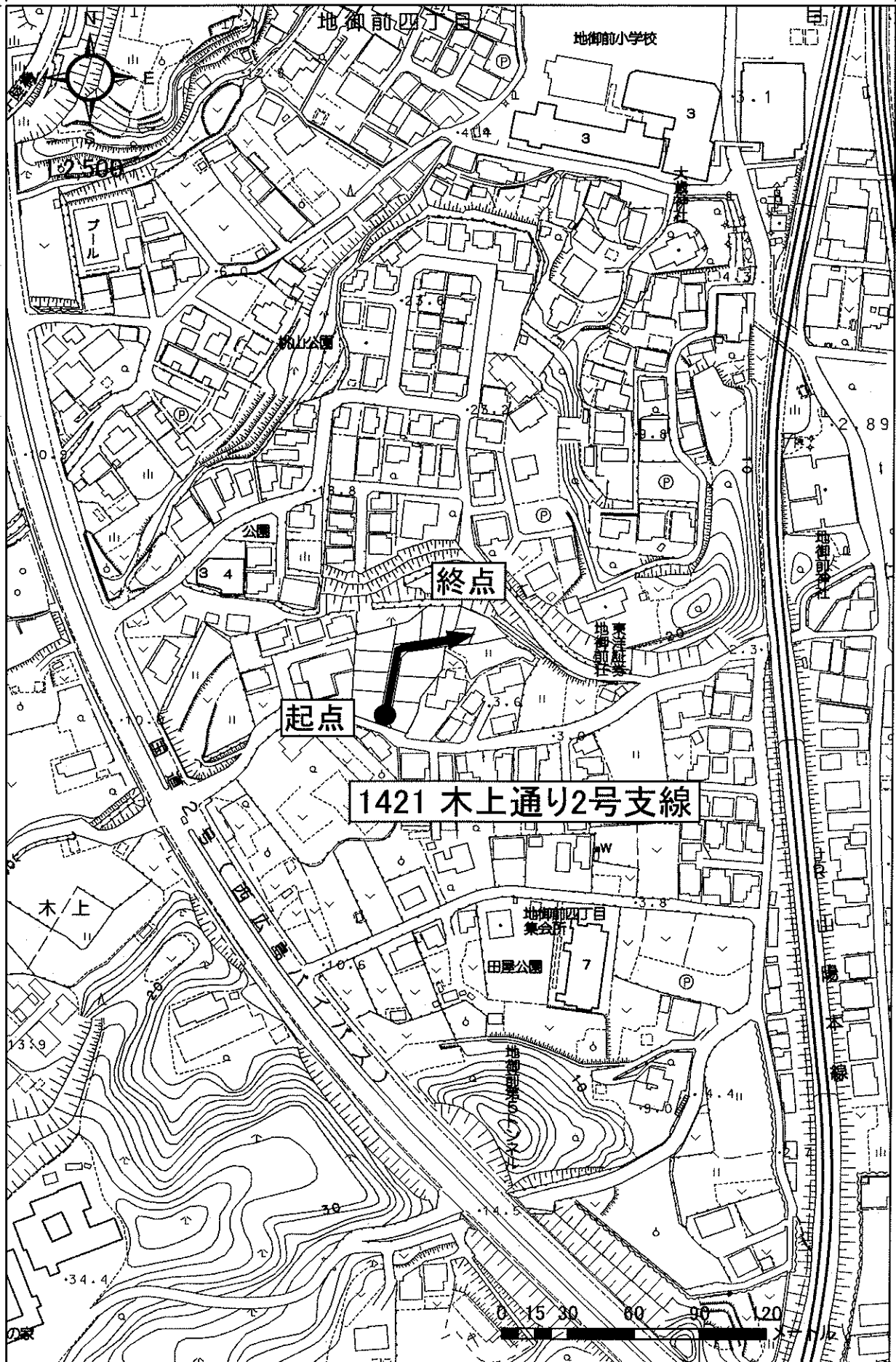
認定路線図 4



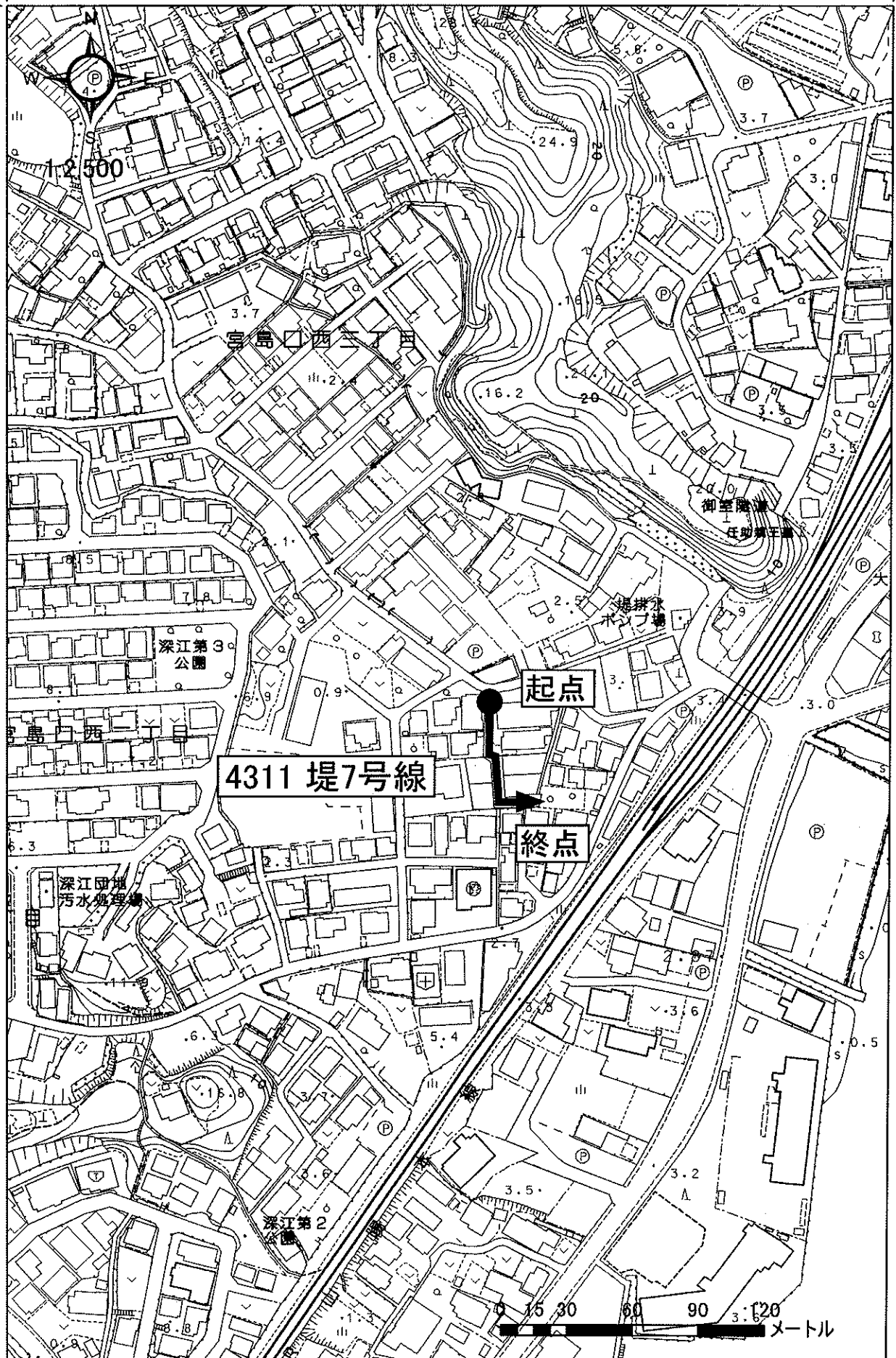
認定路線図 5



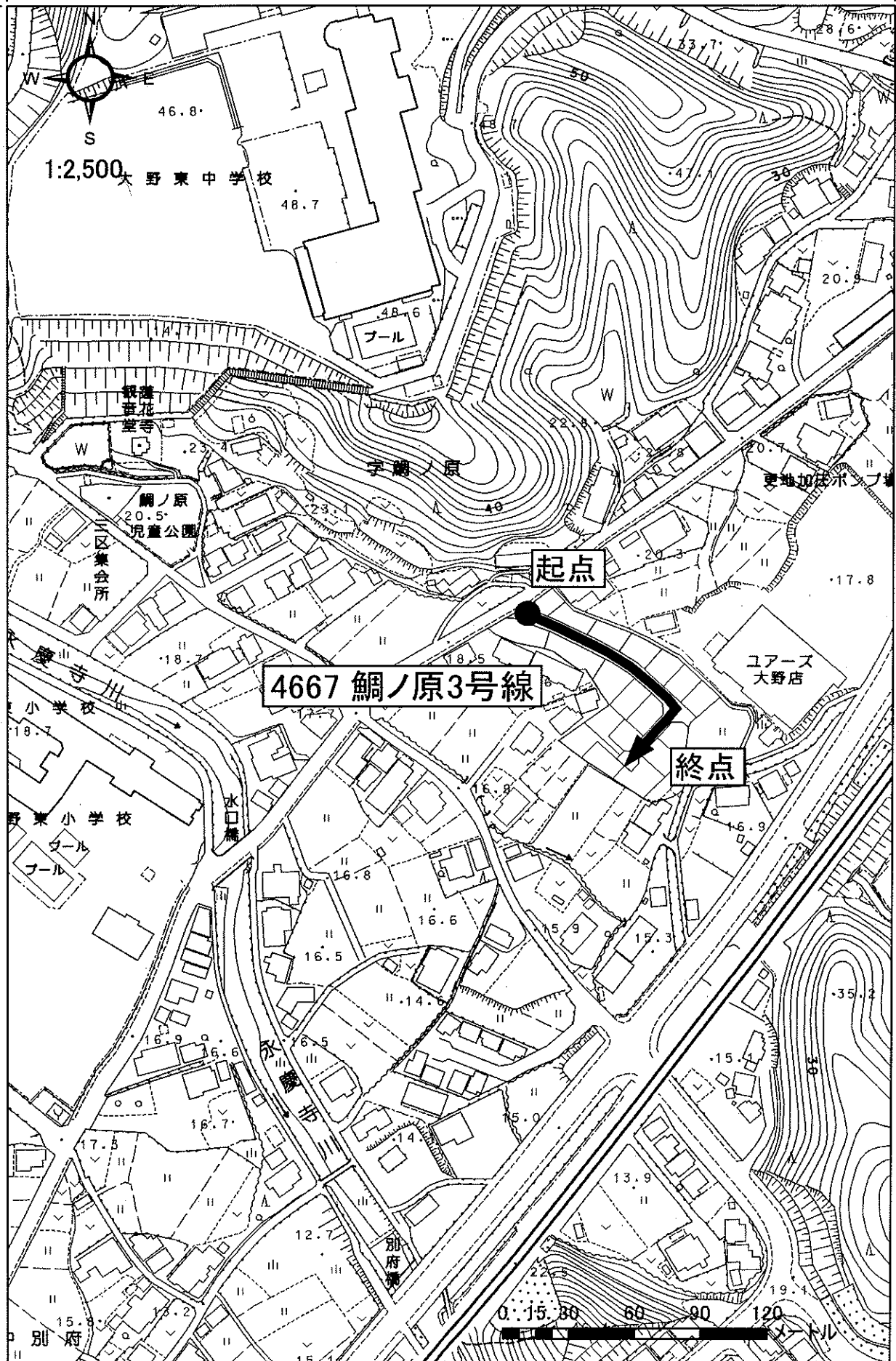
認定路線図 6



認定路線図 7



認定路線図 8



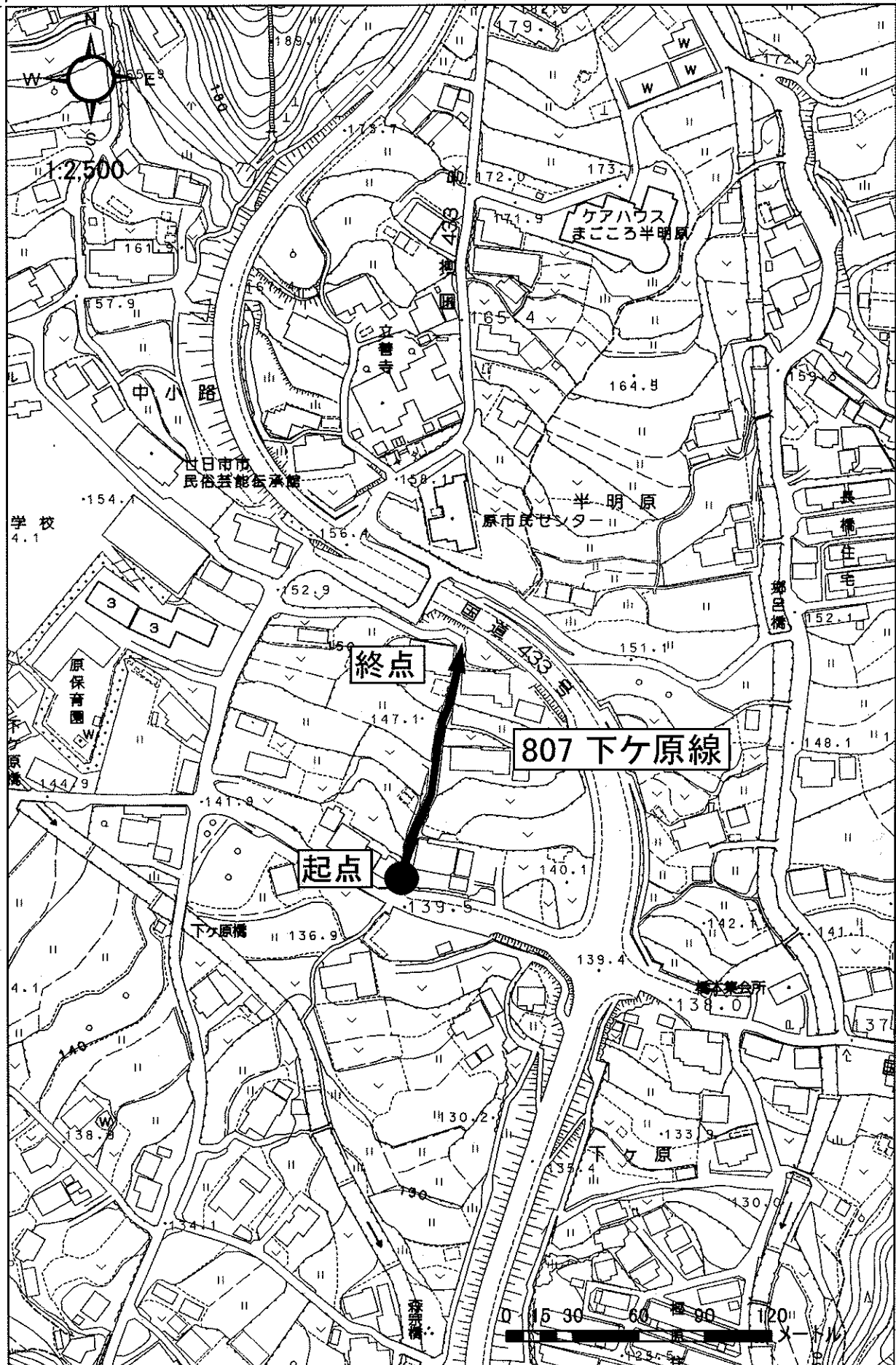
認定路線図 9



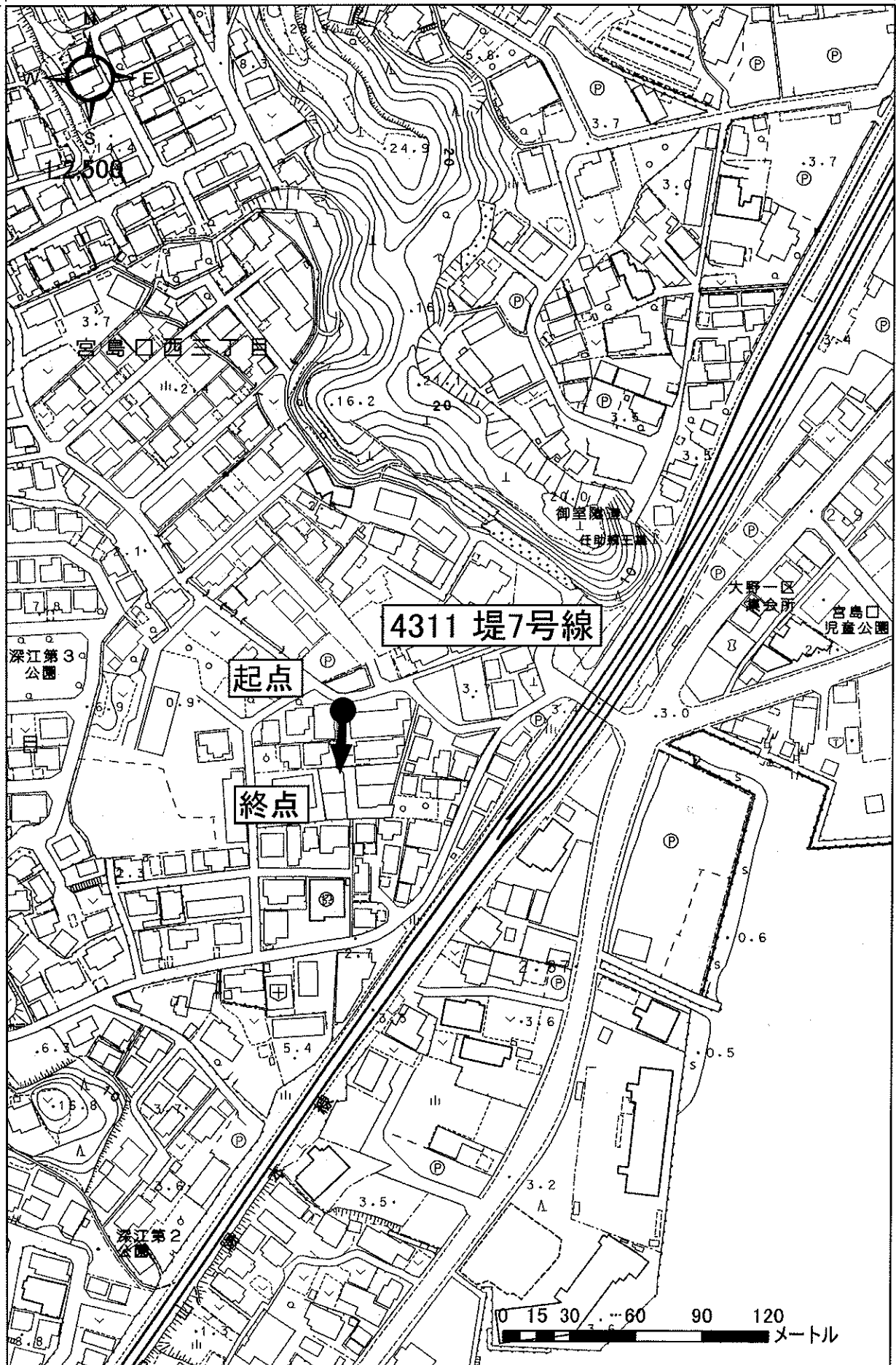
廃止路線図 1



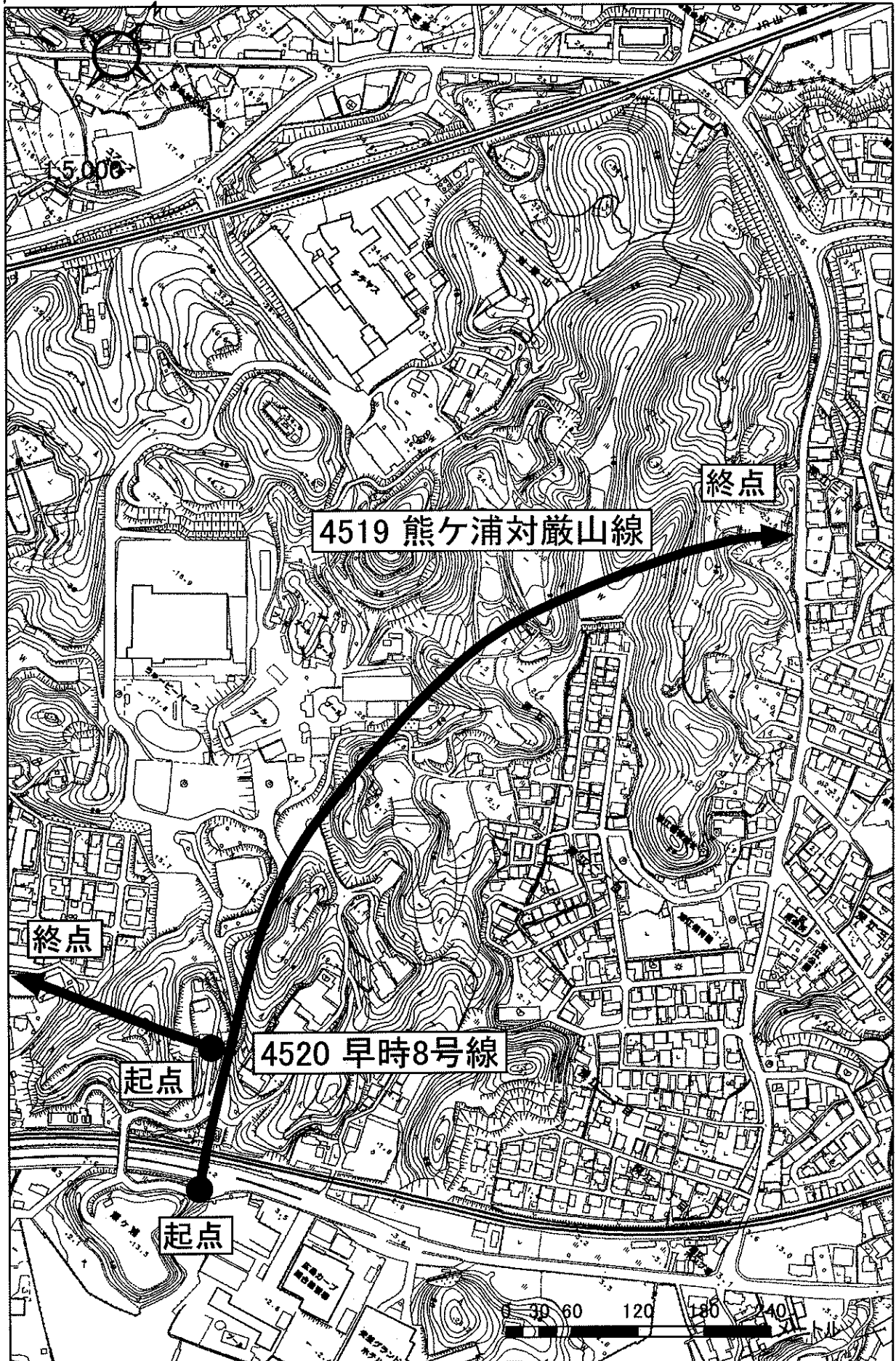
廃止路線図 2



廃止路線図 3



廃止路線図 4



(議案第 5 3 号)

財産の取得について

(都 市 計 画 課)

1 提案の要旨

自主運行バス運営事業で使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型ノンステップバス

数 量 2 台

3 取得価格 4 5 , 3 2 7 , 6 0 0 円

4 相 手 方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5 , 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 5 4 号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木晴美委員は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 晴 美 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

院 去 幹 雄

青 木 晴 美

2 根拠法令

地方公務員法

第 9 条の 2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第 55 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木春好委員及び酒井龍夫委員は、平成30年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 春 好 (再任)

酒 井 龍 夫 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

河 原 直 己

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(諮問第 1 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 市里尚弘委員及び青木敬子委員は、平成30年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

市 里 尚 弘 (再任)

青 木 敬 子 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 いち代

山 中 攻 治

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

白 築 京 子

西 田 弘 展

梅 本 光 子

増 田 育

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

